（公印省略）

０２春高指第２１２号
令和２年６月５日

市内（地域包括支援センター／指定居宅介護支援事業所）
管理者　様

春日市長　井　上　澄　和
（健康推進部高齢課）

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第１１報）」問５の具体的な取扱いについて（補足）

日頃から本市の介護保険事業の円滑な運営に御協力いただき心から御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和２年６月２日付けで通知したところですが、質疑応答の解釈について、下記のとおり補足いたしますので、御確認の上、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

なお、この通知の取扱いは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおいても同様といたします。

記

１　質疑応答の解釈

（問）　問５の回答において、「事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば」とあるが、ケアマネジメントの事務をどこまで行えば、報酬を算定可能となるのか。

（答）　ケアマネジメントに係る一連の事務（モニタリングを行い、ケアプランを作成し、利用者の同意を得て、利用票を利用者及び事業所に交付）を行い、サービスを利用できる状態にしておいたが、結果として、新型コロナウイルス感染症の影響（事業所の休業、利用者の利用自粛）により、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合で、かつ、給付管理票を作成した場合は、報酬の請求が可能である。

ただし、モニタリング時に、当該月にサービスを利用できない（しない）ことを把握していた場合は、上記の一連の事務を行ったとしても、報酬を請求できない。

※　問５（抜粋）は別紙を参照

＜問合せ先＞
春日市健康推進部高齢課指定指導担当
担当者：松尾、米倉
ＴＥＬ：092-558-1363（直通）

別紙

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等臨時的な取扱いについて（第 11 報）（介護保険最新情報 vol.836）【抜粋】

問５　今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

（答）

事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。

なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。

また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。